

「議論が収束した事項の法令改正イメージ」に関する事業者意見及び確認事項について

1. 事業規則の改正を伴うもの（以下の①～③）

①報告書の提出期日

実用炉規則第134条の例

事業者案	改正イメージ（10/8 第4回公開会合資料）	改正前	事業者意見等
	<p>（事故故障等の報告）</p> <p>第百三十四条 法第六十二条の三の規定により、発電用原子炉設置者（旧発電用原子炉設置者等を含む。次条及び第百三十六条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、<u>その状況の詳細が判明したときにはその状況及びそれに対する処置を遅滞なく、原子力規制委員会に報告しなければならない。</u></p>	<p>（事故故障等の報告）</p> <p>第百三十四条 法第六十二条の三の規定により、発電用原子炉設置者（旧発電用原子炉設置者等を含む。次条及び第百三十六条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、<u>その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。</u></p>	意見及び確認事項なし。

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第134条及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第129条の運用について（訓令）の例

事業者案	改正イメージ（10/8 第4回公開会合資料）	改正前	事業者意見等
<p>I 運用の基本的な考え方 （略）</p> <p>2. 発電用原子炉設置者は、事象が実用炉報告基準又は研究開発段階炉報告基準の各号の<u>いずれかに該当するときは、その旨を原子力規制委員会（以下「委員会」という。）に直ちに報告するものとする。</u></p> <p><u>また、その状況の詳細が判明したときは、委員会に遅滞なく報告するものとする。ここで「その状況及びそれに対する処置」とは、事象の状況に関する事実関係とその発生原因の調査結果、再発防止のための対策等をいい、「その状況の詳細が判明したとき」とは、品質マネジメントシステムの運用のなかで、再発防止のための対策等が定まったときをいう。</u></p> <p>なお、発電用原子炉設置者が、委員会に対する報告の前に当該事象について公表すること（関係機関に対し、その時点で判明している事象の経緯及び状況、措置の内容及び工程等の連絡を行うとともに、プレス発表、ホームページ掲載等により対外的に公にすること）自体を妨げるものではない。</p>	<p>I 運用の基本的な考え方 （略）</p> <p>2. 発電用原子炉設置者は、事象が実用炉報告基準又は研究開発段階炉報告基準の各号のいずれかに該当するときは、その旨を原子力規制委員会（以下「委員会」という。）に直ちに報告するものとする。</p> <p><u>また、その状況の詳細について判明したとき、遅滞なく報告書に取りまとめて委員会宛てに提出するものとする。ここで「その状況及びそれに対する処置」とは、事象の状況に関する事実関係とその発生原因の調査結果、再発防止のための対策等をいい、「その状況の詳細が判明したとき」とは、品質マネジメントシステムの運用のなかで、再発防止のための対策等が定まったときをいう。</u></p> <p>なお、発電用原子炉設置者が、委員会に対する報告の前に当該事象について公表すること（関係機関に対し、その時点で判明している事象の経緯及び状況、措置の内容及び工程等の連絡を行うとともに、プレス発表、ホームページ掲載等により対外的に公にすること）自体を妨げるものではない。</p>	<p>I 運用の基本的な考え方 （略）</p> <p>2. 発電用原子炉設置者は、事象が実用炉報告基準又は研究開発段階炉報告基準の各号のいずれかに該当するときは、その旨を原子力規制委員会（以下「委員会」という。）に直ちに報告するものとする。</p> <p>なお、発電用原子炉設置者が、委員会に対する報告の前に当該事象について公表すること（関係機関に対し、その時点で判明している事象の経緯及び状況、措置の内容及び工程等の連絡を行うとともに、プレス発表、ホームページ掲載等により対外的に公にすること）自体を妨げるものではない。</p>	<p>【修正案】</p> <p>前段の「直ちに」（波下線部分）について、「いずれかに該当するときは、その旨を委員会に直ちに報告する」と記載されているため、「詳細について判明したとき」（実線下線部分）についても、「その状況の詳細が判明したときは、委員会に遅滞なく報告する」と記載ぶりをあわせる。</p>

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第134条及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第129条の運用について（訓令）の例

事業者案	改正イメージ（10/8 第4回公開会合資料）	改正前	事業者意見等
	<p>Ⅱ 報告基準の各号について</p> <p>実用炉報告基準の各号の目的、語句、文章の解釈及び運用上の留意点は次のとおりであり、研究開発段階炉については特段の記載がない限りこれを準用する。</p> <p>以下の記載中、規則の規定を引用する部分においては実用炉報告基準を用いるが、第2号、第3号、第7号、第8号及び第12号については、それぞれ該当する研究開発段階炉報告基準の規定に読み替えることが必要である。</p>	<p>Ⅱ 報告基準の各号について</p> <p>実用炉報告基準の各号の目的、語句、文章の解釈及び運用上の留意点は次のとおりであり、研究開発段階炉については特段の記載がない限りこれを準用する。</p> <p>以下の記載中、規則の規定を引用する部分においては実用炉報告基準を用いるが、第2号、第3号、第7号、第8号及び第12号については、それぞれ該当する研究開発段階炉報告基準の規定に読み替えることが必要である。</p> <p><u>なお、実用炉報告基準及び研究開発段階炉報告基準（以下「報告基準」という。）の「その状況及びそれに対する処置」とは、事象の状況に関する事実関係とその発生原因の調査、再発防止のための対策等をいう。</u></p>	<p>意見及び確認事項なし。</p>

②制御棒の過挿入事象

実用炉規則第 134 条第 13 号

事業者案	改正イメージ (10/8 第4回公開会合資料)	改正前	事業者意見等
	<p>十三 挿入若しくは引抜きを現に行っていない制御棒が当初の管理位置（保安規定に基づいて発電用原子炉設置者が定めた制御棒の操作に係る文書において、制御棒を管理するために一定の間隔に基づいて設定し、表示することとされている制御棒の位置をいう。以下同じ。）から他の管理位置に移動し、若しくは当該他の管理位置を通過して動作したとき。ただし、燃料体が炉心に装荷されていないときを除く。</p>	<p>十三 挿入若しくは引抜きを現に行っていない制御棒が当初の管理位置（保安規定に基づいて発電用原子炉設置者が定めた制御棒の操作に係る文書において、制御棒を管理するために一定の間隔に基づいて設定し、表示することとされている制御棒の位置をいう。以下同じ。）から他の管理位置に移動し、若しくは当該他の管理位置を通過して動作したとき又は全挿入位置（管理位置のうち制御棒が最大限に挿入されることとなる管理位置をいう。以下同じ。）にある制御棒であって挿入若しくは引抜きを現に行っていないものが全挿入位置を超えて更に挿入される方向に動作したとき。ただし、燃料体が炉心に装荷されていないときを除く。</p>	<p>意見及び確認事項なし。</p>

③事象発生のみ報告を受け、詳細の報告を求めない事象

実用炉規則第 134 条第 3 号

事業者案	改正イメージ (10/8 第4回公開会合資料)	改正前	事業者意見等
<p>三 発電用原子炉設置者が、安全上重要な機器等又は常設重大事故等対処設備に属する機器等の点検を行った場合において、当該安全上重要な機器等が技術基準規則第十七条若しくは第十八条に定める基準に適合していないと認められたとき、当該常設重大事故等対処設備に属する機器等が技術基準規則第五十五条若しくは第五十六条に定める基準に適合していないと認められたとき又は発電用原子炉施設の安全を確保するために必要な機能を有していないと認められたとき。ただし、類する事象が過去に発生しており、それに対する処置が明らかであるときは、当該事象の状況及びそれに対する処置の報告を要しない。</p>	<p>三 発電用原子炉設置者が、安全上重要な機器等又は常設重大事故等対処設備に属する機器等の点検を行った場合において、当該安全上重要な機器等が技術基準規則第十七条若しくは第十八条に定める基準に適合していないと認められたとき、当該常設重大事故等対処設備に属する機器等が技術基準規則第五十五条若しくは第五十六条に定める基準に適合していないと認められたとき又は発電用原子炉施設の安全を確保するために必要な機能を有していないと認められたとき。ただし、蒸気発生器伝熱管一次側におけるローラ拡管部から発生した応力腐食割れによるものであり、かつ、類する事象が過去に発生しており、それに対する処置が明らかであるときは、当該事象の状況及びそれに対する処置の報告を要しない。</p>	<p>三 発電用原子炉設置者が、安全上重要な機器等又は常設重大事故等対処設備に属する機器等の点検を行った場合において、当該安全上重要な機器等が技術基準規則第十七条若しくは第十八条に定める基準に適合していないと認められたとき、当該常設重大事故等対処設備に属する機器等が技術基準規則第五十五条若しくは第五十六条に定める基準に適合していないと認められたとき又は発電用原子炉施設の安全を確保するために必要な機能を有していないと認められたとき。</p>	<p>【確認事項・意見】 黄色マーカー部分について、記載された経緯をご教示いただきたい。</p> <p>なお、事業者として、除外する対象について個別具体的な事象の記載がなくとも該当する事象に関する詳細は訓令に記載いただいております、本ただし書きを適用できる事象は判断できることから、実用炉規則の該当する記載については削除してはかがか。</p>

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 1 3 4 条及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 1 2 9 条の運用について (訓令)

事業者案	改正イメージ (10/8 第4回公開会合資料)	改正前	事業者意見等
<p>三 (略)</p> <p>(略)</p> <p>3. 運用上の留意点</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦本号のただし書きにある「類する事象が過去に発生しており、それに対する処置が明らかであるとき」とは、蒸気発生器伝熱管一次側におけるローラ拡管部から発生した応力腐食割れによるものであり、例えば、平成30年9月12日に、関西電力株式会社より本号に該当するとして事象発生のみ報告がなされた高浜発電所3号機における蒸気発生器伝熱管の損傷である。このような事象は、その発生原因が特定されれば、再発防止のための対策等が既に確立されているため、事象発生のみ報告のみ求めるものである。</p>	<p>三 (略)</p> <p>(略)</p> <p>3. 運用上の留意点</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦本号のただし書きにある「蒸気発生器伝熱管一次側におけるローラ拡管部から発生した応力腐食割れによるものであり、かつ、類する事象が過去に発生しており、それに対する処置が明らかであるとき」とは、例えば、平成30年9月12日に、関西電力株式会社より本号に該当するとして事象発生のみ報告がなされた高浜発電所3号機における蒸気発生器伝熱管の損傷である。このような事象は、その発生原因が特定されれば、再発防止のための対策等が既に確立されているため、事象発生のみ報告のみ求めるものである。</p>	<p>三 (略)</p> <p>(略)</p> <p>3. 運用上の留意点</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>【意見】 上記規則に関する事業者案に合わせて、該当する記載を修正してはかがか。</p>

使用規則第6条の10第2号

事業者案	改正イメージ (10/8 第4回公開会合資料)	改正前	事業者意見等
	<p>二 使用施設等の故障があつた場合において、当該故障に係る修理のため特別の措置を必要とする場合であつて、核燃料物質の使用等に支障を及ぼしたとき。<u>ただし、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める機能に関する使用施設等の故障があつた場合で、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める機能を喪失しなかつた、又は喪失するおそれなかつたときは、当該事象の状況及びそれに対する処置の報告を要しない。</u></p> <p>三 使用施設等の故障により、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める機能、外部放射線による放射線障害を防止するための放射線の遮蔽機能若しくは使用施設等における火災若しくは爆発の防止の機能を喪失し、又は喪失するおそれがあつたことにより、核燃料物質の使用等に支障を及ぼしたとき。</p>	<p>二 使用施設等の故障があつた場合において、当該故障に係る修理のため特別の措置を必要とする場合であつて、核燃料物質の使用等に支障を及ぼしたとき。</p> <p>三 使用施設等の故障により、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める機能、外部放射線による放射線障害を防止するための放射線の遮蔽機能若しくは使用施設等における火災若しくは爆発の防止の機能を喪失し、又は喪失するおそれがあつたことにより、核燃料物質の使用等に支障を及ぼしたとき。</p>	<p>意見及び確認事項なし。</p>

核燃料物質の使用等に関する規則第6条の10及び核原料物質の使用に関する規則第5条の運用について (訓令)

事業者案	改正イメージ (10/8 第4回公開会合資料)	改正前	事業者意見等
<p>二 (略)</p> <p>(略)</p> <p>3. 運用上の留意点</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 本号のただし書きにある「ただし、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める機能に関する使用施設等の故障があつた場合で、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める機能を喪失しなかつた、又は喪失するおそれなかつたとき」とは、例えば、令和2年4月13日に、国立大学法人東北大学より本号に該当するとして事象発生の旨の報告がなされた東北大学金属材料研究所附属量子エネルギー材料科学国際研究センターにおける研究棟排気筒倒壊である。このような事象については、使用に支障を及ぼしたものの、閉じ込め機能といった安全機能に影響がなかつたため、事象発生の旨の報告のみ求めるものである。</p>	<p>二 (略)</p> <p>(略)</p> <p>3. 運用上の留意点</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 本号のただし書きにある「ただし、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める機能に関する使用施設等の故障があつた場合で、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める機能を喪失しなかつた、又は喪失するおそれなかつたとき」とは、例えば、令和2年4月13日に、国立大学法人東北大学よりより本号に該当するとして事象発生の旨の報告がなされた東北大学金属材料研究所附属量子エネルギー材料科学国際研究センターにおける研究棟排気筒倒壊である。このような事象については、使用に支障を及ぼしたものの、閉じ込め機能といった安全機能に影響がなかつたため、事象発生の旨の報告のみ求めるものである。</p>	<p>二 (略)</p> <p>(略)</p> <p>2. 運用上の留意点</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>【修正案】</p> <p>「運用上の留意点」の段落番号について、現行の当該訓令は①及び②の2点のため、改正イメージに段落番号に誤記がある。</p> <p>【修正案】</p> <p>第4回公開会合で示された改正イメージの黄色マーカー部分が「よりより」となっているため、「より」を1箇所削除する。</p>

2. 事業規則の改正を伴わないもの（以下の④、⑤）

④点検中に発生した損傷

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第134条及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第129条の運用について（訓令）

事業者案	改正イメージ（10/8 第4回公開会合資料）	改正前	事業者意見等
<p>三（略）</p> <p>（略）</p> <p>3. 運用上の留意点</p> <p>① 当該安全上重要な機器等又は常設重大事故等対処設備に属する機器等の使用前確認が終了し、使用前確認証の交付以降のものを対象とする。</p> <p>② 当該安全上重要な機器等又は常設重大事故等対処設備に属する機器等を工学的に使用し得る期間に損傷が存在していないのであれば、安全上の影響はないので報告対象外である。例えば、点検対象となっている機器等にて発生した損傷のうち、点検等の行為により発生させたことが明白で、他の機器等に影響がなく、事業者の作業管理に原因がある場合は報告対象外となる。また、ここで「明白」とは例えば以下のような場合である。</p> <p>○損傷原因となる行為を行った者の自覚があるとき。</p> <p>○損傷原因となる行為を他の者が目撃していたとき。</p> <p>○損傷原因となる行為が映像により確認できるとき。</p> <p>③～⑦（略）</p>	<p>三（略）</p> <p>（略）</p> <p>3. 運用上の留意点</p> <p>① 当該安全上重要な機器等又は常設重大事故等対処設備に属する機器等の使用前確認が終了し、使用前確認証の交付以降のものを対象とする。</p> <p>② 当該安全上重要な機器等又は常設重大事故等対処設備に属する機器等を工学的に使用し得る期間に損傷が存在していないのであれば、安全上の影響はないので報告対象外である。例えば、点検対象となっている機器等にて発生した損傷のうち、点検等の行為により発生させたことが明白で、他の機器等に影響がなく、事業者の作業管理に原因がある場合は報告対象外となる。また、ここで「明白」とは例えば以下のような場合である。</p> <p>○損傷原因となる行為を行った者の自覚があるとき。</p> <p>○損傷原因となる行為を他の者が目撃していたとき。</p> <p>○損傷原因となる行為が映像により確認できるとき。</p> <p>③～⑦（略）</p>	<p>三（略）</p> <p>（略）</p> <p>3. 運用上の留意点</p> <p>① 当該安全上重要な機器等又は常設重大事故等対処設備に属する機器等の使用を開始して以降のものを対象とする。したがって、当該安全上重要な機器等又は常設重大事故等対処設備に属する機器等の工事中に発生した損傷については対象としない。</p> <p>（新設）</p> <p>②～⑥（略）</p>	<p>【確認事項】</p> <p>「工学的に使用し得る期間」は、具体的にどういった期間を指しているのかご教示いただきたい。 （例えば、「機器としてインサービスされている間」との考え方もある。）</p> <p>【確認事項】</p> <p>「他の機器等に影響がなく」とは、具体的にどのような想定をされているか。</p> <p>なお、当該記載がない場合も、点検対象機器及び影響を受けた他機器について、それぞれ3号の要件に基づき報告要否を判断できるものとする。</p> <p>【修正案】</p> <p>第4回公開会合で示された改正イメージの「また、ここで「明白」とは例えば以下のような場合」について、場合の前に“な”を追加する。</p>

⑤表現の適正化等

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第134条及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第129条の運用について(訓令)

事業者案	改正イメージ(10/8 第4回公開会合資料)	改正前	事業者意見等
<p>二 (略)</p> <p>1. 目的 (略)</p> <p>2. 語句・文章の解釈</p> <p>① (略)</p> <p>② 「発電用原子炉施設」: 実用炉規則第3条第1項第2号ハから又又は研究開発段階炉規則第3条第1項第2号ハから又に該当する施設及び実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第5号)第2条第2項に規定する重大事故等対処設備及び特定重大事故等対処施設を含む。</p> <p>(参考)「発電用原子炉施設」に含まれる主要施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉本体 ・核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・原子炉冷却系統施設 ・計測制御系統施設 ・放射性廃棄物の廃棄施設 ・放射線管理施設 ・原子炉格納施設 ・その他原子炉の附属施設(非常用電源設備、常用電源設備等) ・特定重大事故等対処施設及び重大事故等対処設備 <p>原子炉本体からタービン系統までの設備及び原子炉建屋、原子炉補助建屋、タービン建屋、廃棄物処理建屋及び海水熱交換器建屋等の建屋を含む。</p> <p>③~④ (略)</p>	<p>二 (略)</p> <p>1. 目的 (略)</p> <p>2. 語句・文章の解釈</p> <p>① (略)</p> <p>② 「発電用原子炉施設」: 実用炉規則第3条第1項第2号ハから又又は研究開発段階炉規則第3条第1項第2号ハから又に該当する施設及び実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第5号)第2条第2項に規定する重大事故等対処設備及び特定重大事故等対処施設を含む。</p> <p>(参考)「発電用原子炉施設」に含まれる主要施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉本体 ・核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・原子炉冷却系統施設 ・計測制御系統施設 ・放射性廃棄物の廃棄施設 ・放射線管理施設 ・原子炉格納施設 ・その他原子炉の附属施設(非常用電源設備、常用電源設備等) ・特定重大事故等対処施設及び重大事故等対処設備等 <p>原子炉本体からタービン系統までの設備及び原子炉建屋、原子炉補助建屋、タービン建屋、廃棄物処理建屋及び海水熱交換器建屋等の建屋を含む。</p> <p>③~④ (略)</p>	<p>二 (略)</p> <p>1. 目的 (略)</p> <p>2. 語句・文章の解釈</p> <p>① (略)</p> <p>② 「発電用原子炉施設」: 実用炉規則第3条第1項第2号ハから又又は研究開発段階炉規則第3条第1項第2号ハから又に該当する施設をいう。</p> <p>(参考)「発電用原子炉施設」に含まれる主要施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉本体 ・核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・原子炉冷却系統施設 ・計測制御系統施設 ・放射性廃棄物の廃棄施設 ・放射線管理施設 ・原子炉格納施設 ・その他原子炉の附属施設(非常用電源設備、常用電源設備等) <p>原子炉本体からタービン系統までの設備及び原子炉建屋、原子炉補助建屋、タービン建屋、廃棄物処理建屋及び海水熱交換器建屋等の建屋を含む。</p> <p>③~④ (略)</p>	<p>【修正案】</p> <p>発電用原子炉施設に含まれる主要施設の記載に関し、平成31年4月5日原子力規制庁事故対処室発出文書「実用炉規則第134条の運用について(訓令)の解釈等について」においても特定重大事故等対処施設及び重大事故等対処設備に対して「等」の記載がないことから、表現を合わせるため「等」を削除。</p>

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第134条及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第129条の運用について（訓令）

事業者案	改正イメージ（10/8 第4回公開会合資料）	改正前	事業者意見等
	<p>三 （略）</p> <p>（略）</p> <p>3. 運用上の留意点</p> <p>①～⑦ （略）</p> <p>⑧次号のただし書きを適用する場合において、本号に該当するかについては、当該故障が発生した安全上重要な機器等又は常設重大事故等対処設備に属する機器等について、許認可等に基づき火災時に求められる機能等を考慮し判断する。</p> <p>四 火災により安全上重要な機器等又は常設重大事故等対処設備に属する機器等の故障があったとき。ただし、当該故障が消火又は延焼の防止の措置によるときを除く。</p>	<p>三 （略）</p> <p>（略）</p> <p>3. 運用上の留意点</p> <p>①～⑥ （略）</p> <p>（新設）</p> <p>四 火災により安全上重要な機器等又は常設重大事故等対処設備に属する機器等の故障があったとき。ただし、当該故障が消火又は延焼の防止の措置によるときを除く。</p>	<p>【確認事項】</p> <p>「許認可等」の“等”には、具体的に何を含めることをお考えかご教示いただきたい。</p>

3. その他事業者意見等

10/8 第4回公開会合で提示された部分以外に関する事業者意見等

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第134条及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第129条の運用について（訓令）

事業者案	改正イメージ（10/8 第4回公開会合資料）	改正前	事業者意見等
<p>三（略）</p> <p>（略）</p> <p>2. 語句・文章の解釈</p> <p>①「常設重大事故等対処設備に属する機器等」：実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5号）第43条第2項に規定する常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物をいう。また、常設重大事故等対処設備には、特定重大事故等対処施設を含む。</p>		<p>三（略）</p> <p>（略）</p> <p>2. 語句・文章の解釈</p> <p>①「常設重大事故等対処設備に属する機器等」：実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5号）第43条第2項に規定する常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物をいう。</p>	<p>【意見】</p> <p>技術基準規則第2条2項37号の定義において、特重施設が該当する重大事故等クラス1機器が重大事故等設備に属する旨が記載されている。そのため、常設重大事故等対処設備には、特定重大事故等対処施設を含む旨を追記。</p>

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第134条及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第129条の運用について（訓令）

事業者案	改正イメージ（10/8 第4回公開会合資料）	改正前	事業者意見等
<p>五（略）</p> <p>（略）</p> <p>2. 語句・文章の解釈</p> <p>①（略）</p> <p>② 「発電用原子炉施設の運転に及ぼす支障が軽微なもの」：当該機器の設置される事業所内において、消耗品の交換や機器の調整により速やかに発電用原子炉施設が復旧できる場合をいう。</p> <p>（参考）「消耗品」：可搬型重大事故等対処設備について、当該設備自体を消耗品（予備品を含む。）として考える。</p> <p>3. 運用上の留意点</p> <p>①（略）</p> <p>② 発電用原子炉施設の故障が原因ではないLCOの逸脱（例えば、発電用原子炉施設の故障を発生させない誤操作、LCOを満足していることを確認するための措置の不履行等により、LCOの逸脱となった場合）は本号の前半には該当しない。また、同様に、発電用原子炉施設の故障を速やかに復旧するために、故障の状況、復旧措置の内容、工程、LCOの逸脱の内容及びその影響等について予め計画し、これを関係機関に連絡した上でLCOの逸脱を行う場合についても該当しない。</p>		<p>五（略）</p> <p>（略）</p> <p>2. 語句・文章の解釈</p> <p>①（略）</p> <p>② 「発電用原子炉施設の運転に及ぼす支障が軽微なもの」：当該機器の設置される事業所内において、消耗品の交換や機器の調整により速やかに発電用原子炉施設が復旧できる場合をいう。</p> <p>（新設）</p> <p>3. 運用上の留意点</p> <p>①（略）</p> <p>② 発電用原子炉施設の故障が原因ではないLCOの逸脱（例えば、発電用原子炉施設の故障を発生させない誤操作、LCOを満足していることを確認するための措置の不履行等により、LCOの逸脱となった場合）は本号の前半には該当しない。また、同様に、発電用原子炉施設の故障を速やかに復旧するために、故障の状況、復旧措置の内容、工程、LCOの逸脱の内容及びその影響等について予め計画し、これを関係機関に連絡した上でLCOの逸脱を行う場合についても該当しない。</p>	<p>【意見】</p> <p>平成31年4月5日「実用炉規則134条の運用について（訓令）の解釈等について」の（4）「可搬型重大事故等対処設備自体を消耗品（予備品を含む。）に該当する」を訓令に盛り込んでいただきたい。</p>